

## 事業の概要

新型コロナウイルスにより、文化芸術活動の自粛を余儀なくされた文化芸術関係団体において、感染対策を十分に実施した上で、積極的に公演等を開催し、文化芸術振興の幅広い担い手を巻き込みつつ、「新たな日常」ウィズコロナ時代における新しい文化芸術活動のイノベーションを図るとともに、活動の持続可能性の強化に資する取組を支援する。

## 支援の対象となる文化芸術活動・支援対象となる取組

- ◆ 対象：文化芸術関係団体・文化施設（公演等の開催に資金面での責任を持つ者）
  - ◆ 分野：文化芸術基本法第8条～第12条に定める文化芸術分野
  - ◆ 条件：不特定多数に公開することによって収入を上げることが前提とした**積極的な活動**であること
  - ◆ 取組：
    - （1）公演・演奏会・コンサート・ライブ、展覧会等を開催すること
    - （2）その際、下記のような文化芸術活動のイノベーションを図るような取組を行うこと
      - ・他の文化芸術団体とコラボレーションし、公演を実施すること
      - ・新たな専門性を有する実演家等を招聘し公演を実施すること
      - ・これまで訪問したことのない地域や文化施設（劇場・音楽堂等）で公演を実施すること
      - ・オンライン配信やyou tubeの投稿等、これまで実施していなかった客層へアプローチすること
- \* 申請時に事業計画書の提出を求め、上記のような「積極的な活動」が含まれていることを確認するものとする。